



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

ごみの屋外焼却禁止

ごみの屋外焼却は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している様子が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。

認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

○問合せ

- ・町民課町民生活係 (☎ 47-2203)
- ・消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

森林法で定められている火入れについては「訓子府町火入れに関する条例」に基づき、事前の申請と許可が必要となります。

○問合せ

- ・農林商工課林務係 (☎ 47-2116)

春の農作業安全確認運動

○重点テーマ まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全

- ①トラクター転倒事故を防ぐため、ブレーキ連結ロック忘れに注意しましょう
- ②農作業に出る前に、どこで・どのくらい作業するかを家族に伝えましょう
- ③長時間の連続作業はやめましょう

○問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

農薬の一層の適正使用

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01ppm という低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があります。これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気を付けなくてはなりません。

※農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬のラベルをよく読んで使うことが必要です）

- ・農薬に適用がない作物には使用しないこと
- ・定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと
- ・定められた使用時期を守ること
- ・定められた総使用回数以内で使用すること

○問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

地域協働の川づくり事業

この事業は、川沿いの自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。

北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

○申込み・問合せ

- ・オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所河川係 (☎ 25-7311)
- ・建設耕地課土木管理係 (☎ 47-2117)

水の事故に注意しましょう

各地で用水路などでの水難事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水難事故を防ぐために用水路に近づかない、用水路では遊ばないなど普段から注意しましょう。

○問合せ 土地改良区 (☎ 47-3165)

放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがありますので、注意してください。

○問合せ 土地改良区 (☎ 47-3165)

訪問リハビリ支援を実施

町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。

リハビリ専門職から本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスをを行います。

○と き 5月21日(火)

○と ころ 希望される場所（自宅・総合福祉センターなど）で実施します

○定 員 4～5人

○スタッフ 理学療法士もしくは作業療法士（北見赤十字病院）、保健師

○料 金 無 料

○申込み 5月7日(火)までに福祉保健課高齢者支援係 (☎ 47-5555) へ

仕事・生活・困りごと無料出張相談

オホーツク相談センター「ふくろう」では、経済的に暮らしが成り立たないなどの困りごとを、どうしたら解決できるか一緒に考えていきます。相談は無料、秘密は厳守します。

○と き

5月29日(水)・6月26日(水)・7月31日(水)
8月28日(水)・9月25日(水)
10時～15時

○と ころ 町総合福祉センター

○申込み・問合せ

オホーツク相談センターふくろう
(☎ 25-3110)

身体障害者・知的障害者相談員へご相談ください

4月1日付けで身体障害者相談員に西山孝正さん、知的障害者相談員に斉藤美知代さんが委嘱されました。

身体障害者・知的障害者相談員は、身体障がい者の地域活動の推進、知的障がい者の養育、生活などに関する相談などをお受けしています。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

■身体障害者相談員

■知的障害者相談員



西山 孝正さん
日出 (☎ 47-3080)



斉藤 美知代さん
末広町 (☎ 47-3224)

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

脳ドック受診経費を助成

国民健康保険（国保）および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進ならびに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るため、医療機関が実施する脳ドックの受診経費を助成しています。

※受診前に必ず申し込みが必要です。事前に申し込みがない受診は助成対象外となりますので、ご注意ください。

○対象者

- ・国保 国保被保険者で、受診日現在の年齢が満20歳以上の方
- ・後期高齢者 後期高齢者医療被保険者で、前年に脳ドックの助成を受けていない方

○対象ドック

道内の医療機関および専門機関で実施している脳ドック

○助成額

- ・国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし、検査料金が4万円以上の場合、助成額2万円が限度となります
- ・後期高齢者 脳ドックの検査料金を助成します。ただし、検査料金が3万円以上の場合、助成額は3万円が限度となります

○申込方法

病院への予約後に印鑑を持参のうえ、福祉保健課医療給付係に申し込みください。その際に予約された病院名、受診日、検査料金を確認します

○問合せ

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555)

成人用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

肺炎球菌ワクチンの定期接種の経過措置は令和5年度で終了となりました。それに伴い、対象者が変更となります。

○対象者

過去に接種をしていない方で
・65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日を迎える前日までの方（満65歳の方）

※令和5年度に65歳の対象者だった方は、66歳の誕生日の前日まで接種することが可能です。

・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいや有する身体障がい者手帳1級の方

○自己負担額 2,500円

※生活保護世帯の方は免除となります。

○その他

令和6年度に65歳を迎える方については、誕生日の翌月に個別案内をします

○問合せ

福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)